

令和4年2月21日

子どもの遊び場管理代表者
町のはらっぱ・地域スポーツ広場 管理代表者 様

泉区地域振興課長

子どもの遊び場・町のはらっぱ・地域スポーツ広場に係る継続申請について

時下 ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃から子どもの遊び場・町のはらっぱ・地域スポーツ広場の管理運営について、御尽力いただきまして、誠にありがとうございます。

別添のとおり関係書類一式を同封いたしましたので、令和4年度も引き続き使用を希望される場合は、必要事項を記入の上、区役所まで提出をお願いします。

記入方法について御不明な点がある場合は、担当者までお問合せください。

また、今後はらっぱ等の廃止や、遊び場の遊具撤去等をお考えの場合には、お早目に地域振興課まで御相談ください。よろしく願いいたします。

1 提出いただく書類

別添、送付書類一覧表のとおり

※ 印鑑は朱肉をつけるものを御使用ください。(インク浸透印不可)

※ 書類をデータ(ワード形式)で御希望の場合、Eメールにてお問い合わせください。

※ 書類の様式が変更されているため、今回お送りした様式を御使用ください。

2 提出締切日

- | | |
|-----------------|------------|
| (1) 令和4年度継続申請書類 | 3月18日(金)まで |
| (2) 令和4年度請求書 | 3月18日(金)まで |
| (3) 令和3年度精算報告書 | 4月18日(月)まで |

3 提出先

泉区役所地域振興課(区役所3階308番窓口)

※ 郵送でも結構です。(送付先 〒245-0024 泉区和泉中央北5-1-1)

担 当 泉区役所地域振興課 山口、鈴木
電 話 800-2396
F A X 800-2507
Eメール iz-shisetsu@city.yokohama.jp

広場・はらっぱ設置申請書

一年一月一日

横浜市泉区長

申請団体名 和泉中央南ハイツ自治会町のはらっぱ 管理運営委員会
申請人 (管理代表者)

印紙使用のため印紙
不要な裏紙(録、郵着簿等)
が貼付したので、記入した紙
がはきいで。
(以降の書類にのみ)
お戻りください。

住所 横浜市 泉区和泉中央南三丁目20番10-113号

氏名 匠 藤 茂

電話 803-0805

広場・はらっぱを設置したいので次のとおり申請します。

名 称	和泉中央南ハイツ自治会町のはらっぱ
設置場所	泉区和泉中央南四丁目2985-4外 (地番)
土地所有者	横浜市
面 積	1,530.01 m ²
土地使用期間	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
備 考	

土地使用に関する覚書

横浜市（以下「使用承諾者」という。）と和泉中央南ハイツ自治会町のはらっぱ管理運営委員会（以下「使用者」という。）とは、町のはらっぱに関する土地使用について次のとおり覚書を交換する。

（趣旨）

第1条 使用承諾者は、使用者が下記の土地（以下「本物件」という。）を子供から大人まで自由に利用できる町のはらっぱとして使用することを承諾する。

所在 横浜市泉区和泉中央南四丁目2985-4外（地番）
面積 1,530.01㎡

（使用期間）

第2条 使用期間は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までとする。

（使用料）

第3条 土地の使用料は無料とする。

（使用者の遵守事項）

第4条 使用者は使用を承諾された本物件をその目的に最も適するよう、善良な管理者の注意をもって使用するほか、横浜市公有財産規則（昭和39年3月31日規則第60号）を遵守するものとする。

2 使用者は、本物件の現状を変更してはならない。

（使用財産の管理）

第5条 使用者は、使用を承諾された本物件について、使用承諾者・使用者協議の上別途管理運営規約を定めて管理運営する。

（承諾の取消）

第6条 使用承諾者は、次の各号のいずれかに掲げる事態が生じたときは本物件の使用の承諾を取り消すことができる。

この場合、使用者は使用承諾者に対して代替地等の提供及び一切の補償を求めることなく、速やかに取り消しに応じなければならない。

- (1) 横浜市が本物件を公用又は公共用に供する必要が生じたとき。
- (2) 使用者が本物件を「町のはらっぱ」以外に使用したとき。
- (3) 使用者が第4条の規定に違反したとき。
- (4) (1)～(3)以外で土地の管理者から返還要求があったとき。

（協議）

第7条 この覚書に定めのない事項及び覚書に疑義が生じた場合は、横浜市公有財産規則（昭和39年3月31日規則第60号）に定めるもののほか、使用承諾者と使用者が協議して定めるものとする。

上記の覚書を証するため、本書2通を作成し、記名押印のうえ各自がその1通を保有する。

令和4年4月1日

使用承諾者 横浜市中区本町6丁目50番地の10
横浜市契約事務受任者
泉区長

使用者 和泉中央南ハイツ自治会町のはらっぱ管理運営委員会
管理代表者
住所 横浜市 泉区和泉中央南3丁目20番10-113号

氏名 匠藤 茂 印